東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年10月 6日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年10月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		所内用圧縮空気系圧縮機(B)出口逆止弁において、所内用圧縮空気系圧縮機(A)運転時に異音(カタカタ音)の発生が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	「プラントバイタル分電盤1A接地」警報発生の原因調査において、当該分電盤の負荷電源をOFF/ON時、「タービン系計装制御盤-2 コントローラ故障」警報が発生し、復帰しないことが認められたため、当該原因を調査。なお、プラントには影響なし。		H26.10.28再審議 にてグレード変更 GⅢ→対象外
3	1号機	「プラントバイタル分電盤1A接地」警報発生の原因調査において、当該分電盤の負荷電源をOFF/ON時、「原子炉給水ポンプ駆動用タービン A制御盤軽故障」警報が発生し、復帰しないことが認められたため、当該原因を調査。なお、プラントには影響なし。	GⅢ	
4		換気空調系コントロール建屋電気品室(A)給気処理装置内冷水コイルにおいて、破損(冷却水(非放射性水)漏えい)が認められたため、当該コイルを点検・修理。なお、冷却水コイル出入口弁を閉にし、漏えい停止。	GⅢ	
5		復水浄化系復水ろ過器(A〜K)用電動チェーンブロックにおいて、動作不良(No.2ターンテーブル旋回後、ホイストが動作しない)が認められたため、当該チェーンブロックを修理検討。	GⅢ	